

秋田県告示第156号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の35の8第2項の規定により、国土交通大臣の指定に係る次の指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があったので、同条第4項の規定に基づき、告示する。

令和5年3月31日

秋田県知事 佐竹敬久

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

日本建築検査協会株式会社

2 変更の内容

指定構造計算適合性判定機関の業務を行う事務所について、次の事務所の所在地を変更する。

| 名 称 | 変更前 | 変更後 |
|-------|--------------------|-------------------|
| 構造判定部 | 東京都中央区日本橋三丁目13番11号 | 東京都中央区日本橋三丁目12番2号 |

3 変更しようとする年月日

令和5年4月1日